

(監査委員事務局：監査結果に関する公表（定期監査）)

監査委員公表第713号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月26日

大分県監査委員	長谷尾	雅通
大分県監査委員	長野	恭子
大分県監査委員	古手川	正治
大分県監査委員	吉村	哲彦

第1 監査の概要

この定期監査は、大分県監査委員監査基準（令和2年大分県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

1 監査の対象

令和4年度における財務に関する事務の執行

2 監査の実施

知事部局及び教育庁について、令和5年6月27日から8月21日までの期間において実施した。

	監査対象機関数
知事部局	3
教育庁	2
合計	5

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した5機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり5機関において、6件の注意事項があった。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

なし

2 注意事項

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局・福祉保健部)	
高齢者福祉課	県購入物品について、大分県社会福祉介護研修センターに係る指定管理基本協定の変更を行わずに、社会福祉法人大分県社会福祉協議会に対して貸付を行っている事例が認められた。
障害福祉課	公用車について、道路運送車両法第48条に定められた定期点検整備を行っていなかった事例が認められた。
(知事部局・農林水産部)	
農村基盤整備課	令和4年度防災減災大分ため池管理システム整備工事の入札について、仕様書に記載した経費を予定価格に計上していない事例が認められた。
(教育庁)	
教育財務課	高等学校等就学支援金に係る個人番号データ入力業務契約について、特記事項で定めた「データ消去用ソフトウェアを用いた個人情報等の消去」の記載がない証明書の提出をもって委託業務完了扱いとしていた事例が認められた。
	所属で保管する通常はがきについて、郵券証紙類受払簿に記載していない事例が認められた。
義務教育課	令和4年度認定こども園研修事業委託（精算を伴う委託）について、実施計画書の収支予算書と異なる経費が生じているにもかかわらず、変更契約を行わないまま額の確定・委託料の支出をしている事例が認められた。

3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
(知事部局・福祉保健部)	
高齢者福祉課	令和5年6月29日、令和5年7月31日
障害福祉課	令和5年6月27日、令和5年7月31日
(知事部局・農林水産部)	

農村基盤整備課	令和5年7月20日、令和5年8月21日
(教育庁)	
教育財務課	令和5年7月4日、令和5年8月3日
義務教育課	令和5年6月30日、令和5年8月3日